

2015年10月28日

PEFC国際CoC規格に照らした認証業務を実行する認証 機関に関する要求事項

PEFC ST 2003:2012 第2版

問答集



PEFC Council
(PEFC 評議会)

World Trade Center 1, 10 Route de l'Aéroport
CH-1215 Geneva, Switzerland

Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45
50

E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

(本文書は PEFC アジアプロモーションズによって翻訳されたものです。ただし、PEFC 森林認証プログラムに関わる一切の文書は英語文書を持って正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。又、PEFC アジアプロモーションズの承諾なく、これを訂正、修正、転用することはお断りします。本翻訳文に関するご質問やご提案は、PEFC アジアプロモーションズまでご連絡下さい。)

著作権のお知らせ

© PEFC Council 2015

この PEFC 文書は PEFC 評議会によって著作権が保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となるこの文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的を以てこれを変更や訂正、再生、複製することは禁止されています。

この文書の唯一の正式文書は英語版です。この文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体による提供が可能です。不明な点は、英語版によって決定されます。

質問と回答

	関連項目	質問	回答
1	総論	この新しい要求事項はすべての審査員に適用されるのですか？ それとも、この規格の発行日以後に評価される審査員のみ適用されるのですか？	この要求事項は PEFC の COC 審査を実行するすべての審査員に適用されます。 現審査員（2012年7月16日以前に審査を行っている審査員）については別個に解説される事項が適用されます。
2	総論	現審査員は新しい規格に使用できますか？	この要求事項は PEFC の COC 審査を実行するすべての審査員に適用されます。 現審査員（2012年7月16日以前に審査を行っている審査員）については別個に解説される事項が適用されます。
3	総論	PEFC ST 2003:2012 は PEFC GD 2001:2011 「特定のプロジェクトに関する PEFC-COC の実行のためのガイド」にも関連しますか？ すなわち、プロジェクト認証についても PEFC ST 2003:2012 を順守することが求められますか？	プロジェクト COC 認証を実行する COC 審査員に対しては PEFC ST 2003:2012 は必須の文書です。
4	総論	PEFC は、認定規格が定める「認証書の移行」に関する手続きを規定する意図がありますか？	現状では IAF MD 2:2007 (www.iaf.nu) を適用しています。 今後、PEFC 版の策定の可能性も考慮されています。
5	6.1.1.2.1 項	林産分野の学歴はその分野の職歴で代替可能ですか？ その分野の審査は「職歴」と見做されますか？	「新規の審査員」については厳しく扱われます。（2012年7月16日現在） 現審査員については下記の解釈が適用されます。 認証機関が、個々の審査員に関して規格の 6.1.1.2 項が定める側面を確認するための手順を使用し、かつ、該当審査員の技量を証明する証拠を提出できる場合、認定機関はこれらの審査員に関してケースバイケースの判断によって認めることができる。 この手順は、審査員に関するこ

			これらの要求事項の一つのみが満たされていない場合のみ運用ができる。(学歴または職歴)
6	6.1.1.2.1 項	過去に実行した多数の PEFC 審査および認証機関が実行する PEFC や FSC 審査に関するトレーニングの受講は、(ここで) 要求される学歴との同等性を示すに十分な証拠と見做せますか？	<p>総論としては Yes ですが、そうしたトレーニングの程度や実行した審査の数にもよります。</p> <p>認定機関は、該当審査員またはその審査員の行為が同等であると見做せるかについてケースバイケースで判断しなければなりません。</p> <p>FSC-COC の経験は、考慮されますが、審査員は PEFC 独自の要素に関するトレーニングを受ける必要があります。</p>
7	6.1.1.2.2 項	PEFC は、我々(認証機関)の内部トレーニングプログラムをどの様に承認してくれるのか、説明してください。	<p>現状では「PEFC の外部団体」によるトレーニングを承認していません。</p> <p>PEFC は、2014 年現在「トレーニング承認プログラム(Training Recognition Programme)」を提供しています。このプログラムを受講する認証機関は内部トレーニングのコンセプトを実行することができます。しかし、PEFC の承認は常に 2 年間に限られます。</p>
8	6.1.1.2.2 項	PEFC 規格の変更の有無に関わらず、このトレーニングは 2 年ごとに実行する必要があるのですか？	はい、トレーニングは規格の変更に関わりなく求められています。
9	6.1.1.2.2 項	PEFC アジアプロモーションズは定期的にトレーニングプログラムを提供しますか？	国際 PEFC が継続的にトレーニングを提供します。また、地域や国レベルの普及団体によるプログラム提供をサポートします。
10	6.1.1.2.2 項	プログラムを受講できなかった人の救済策はありますか？(例えば、PEFC アジアプロモーションズのトレーニングに出席したによる内部トレーニング)	<p>いいえ。トレーニングは世界各地で継続的に実行されるので、この要求事項は全員にとって必須となっています。</p> <p>国際 PEFC は、オンラインによるトレーニングも遅くとも 2014 年 10 月から開始します。</p>
11	6.1.1.2.2 項	トレーニングの受講は誰でもいつでも可能と言うわけにはいきません。葬儀などの様な事情もあり得ます。それ故、そうした	国際 PEFC は、オンラインによるトレーニングも遅くとも 2014 年 10 月から開始します。

		人がトレーニングを受講する方法が用意されるべきです。ウェビナーなどは良い方法だと思いますが、考慮されますか？	
12	6.1.1.2.4項	<p>「林産業における正規社員(フルタイム)としての業務経験」が要求されています。この場合の、「正規社員」とはどんな意味ですか？</p> <p>例えば、コンサルタントとして、または審査員として、というのは認められますか？もし審査経験が認められるなら、例えば年に5回の審査を実行する審査員にも当てはまりますか？</p>	<p>「新規の審査員」については厳しく扱われます。(2012年7月16日現在)</p> <p>現審査員については下記の解釈が適用されます。</p> <p>認証機関が、個々の審査員に関して規格の6.1.1.2項が定める要素を確認するための手順を運用し、かつ、該当審査員の技量を証明する証拠を提出できる場合、認定機関はこれらの審査員に関してはケース毎の判断により認めることができる。</p> <p>このような手順は、審査員に関するこれらの要求事項の一つのみが満たされていない場合のみ運用ができます。(学歴または職歴)</p>
13	6.1.1.2.4項	<p>「第一の資格」とは」どのような意味ですか？</p> <p>当方では、現在 ISO14001 と 9001 の審査員で、PEFC-COC 審査を始めたばかりの者がいます。すでに他の様々な規格の審査員なのであれば、有資格とはなりませんか？</p>	<p>「新規の審査員」については厳しく扱われます。(2012年7月16日現在)</p> <p>現行の審査員については下記の解釈が適用されます。</p> <p>認証機関が、個々の審査員に関して規格の6.1.1.2項が定める要素を確認するための手順を運用し、かつ、該当審査員の技量を証明する証拠を提出できる場合、認定機関はこれらの審査員に関してはケース毎の判断により認めることができます。</p> <p>このような手順は、審査員に関するこれらの要求事項の一つのみが満たされていない場合のみ、運用ができます。(学歴または職歴)</p>
14	6.1.1.2.4項	<p>私どもの認証機関の実例ですが、現在ニュージーランドでトレーニング中の審査員がいます。この場合、知りたいのは「林産業または関連産業における3年間の正規社員としての経験」を満たしているのか、とい</p>	<p>6.1.1.2.4項の要求事項は、審査の回数ではなく期間のことを言っています。審査の数は、6.1.1.2.5項「審査経験」に関連するものです。</p> <p>「業務経験」と「審査経験」と</p>

		<p>うことです。</p> <p>この審査員は、3つの年次審査にオブザーバー参加しており、加えて、PEFC承認を受けたAFS規格4707関連の審査に審査員として関与しています。これらの審査はすべてXYZを通じたものです。この審査員のこれまでのトレーニングは、この新規格が発行する前の2月で終了しました。</p>	<p>言う二つの要素は、それぞれ別個に充足されなければなりません。</p> <p>ISO9001またはISO14001の審査経験が、COCの審査経験を部分的にどう代替できるかについても、6.1.1.2.5項で解説されています。</p> <p>ISO14001とISO9001の経験は要求されるCOCの要求事項を完全に代替できる訳ではありません。</p>
15	6.1.1.2.4項	<p>最後に、審査員が林産業および関連業界における3年間の業務経験を持たなければならないと言う要求事項に関して、PEFCはどの程度の厳格さを要求しているのかについてお尋ねいたします。</p> <p>当方にはISO14001の審査員として認証されている化学技師・プラント技師兼エコノミストがいます。プラント技師はISO9001のリード審査員でもあり、エコノミストはGHG検証審査も行っています。製紙工場、印刷会社またはリサイクル業のCOCにどうして林業関係の経歴が必要なかの納得ができません。（化学技師の方が見合っているように思われます）</p> <p>これらの2名の審査員はすでに私と共にオブザーベーション審査を開始しています。一方、私はPEFC ST審査を実行してきています。再度申し上げますが、トレーニングは新規格発行の前に開始しております。</p>	<p>PEFCは非常に厳格です。しかし、規格では「林産および関連産業」と言う言い方をしています。これは、製紙工場や印刷業なども含んでいます。</p> <p>過去のとある経験から、審査員がカバーできる産業に一定の制限を課すことになりました。例えば、製紙工場と言うことで資格を有する審査員は製材業に適格であることにはなりません。</p>
16	6.1.1.2.5項	<p>原本の要求事項の言い方では、FSCやMTCCの審査を除外している様には見えません。実際、当方では審査員がこの要求事項を満たすに足る数の顧客がいませんし、また他の認証機関の中には、FSC、MTCC、MSCなどPEFC以外の認証制度の審査経験も除外されないとの解釈をしているケースもあります。</p>	<p>PEFC ST2003にある教育や経験の要求事項の基本的な目的は、「臨機的なPEFC-COC審査員」を排除することにあります。</p> <p>しかし、PEFCは他のCOC規格における経験がPEFCのCOC規格審査に有益であることは認識しています。</p> <p>故に、下記の要素を含むPEFC承</p>

			<p>認のトレーニングの受講を示す証明があれば、他の COC 規格審査の経験を認めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> - PEFC の DDS (第 5 章) - PEFC の社会、保健、安全に関する要求事項 (第 9 章) - PEFC 主張の仕様 (付属書 1)
17	6.1.1.2.5	<p>求められる最低 2 回の審査に FSC-COC を加算することは可能ですか？</p>	上記の通り
18	6.1.1.2.5	<p>例えば、長期の病欠や産休などの後に、PEFC-COC を実行する資格の再取得のためには、PEFC-COC の審査員は、2003:2012 の 6.1.1.2.5 項の指標に従って、有資格審査員の指導の下に 2 回の審査を実行する必要があるのですか？</p> <p>私自身の見解では、6.1.1.2.2 項が求める様に、最新の状況にするための教育を受ければ十分なのではないかと思えます。PEFC の審査員は、すでに勤務経験を有しているので (当社の場合長年の) 初心者と比較されるのは適切ではないのではないのでしょうか？</p>	<p>はい、PEFC 審査員は有資格の審査員の指導の下に 2 回の審査を実行しなければなりません。</p>
19	6.1.1.2.6.1 b)	<p>審査員は顧客の「文化および社会的な慣習」における技量を示さなければならないとされています。これは、言語の堪能性で満たせますか？</p>	<p>言語の堪能性は審査員の基本的な前提条件とは言え、十分ではありません。</p> <p>組織の業務状況の理解のためには、該当組織のビジネス環境に関して幾ばくかのより広い経験が必要です。</p> <p>そうした経験が、審査員チームとの協同によって得られるならそれ十分です。</p>
20	6.1.1.2.6.1 c)	<p>当てはまる法律上の要求事項に関する知識や技量についてですが、これは国別であるべきである以上、認証機関はこの順守を確実化する方法を見出さなければなりません。</p> <p>審査員がなぜ「森林統制」に関する法的要求事項を知っていなければならないのかが分かりま</p>	<p>質問の最後の部分は正しくありません。c) 点は、なぜこうした知識が求められるのかを説明しています。</p> <p>法律順守の審査は必要ありません。この要求事項は、COC に関連する事柄 (と関連する特定の文脈) について言及するものです。</p>

		<p>せん。</p> <p>これは、COC とは無関係な膨大な分野です。</p>	<p>例えば、リスク評価との関連など。</p>
21	6.1.1.2.6.1 c)	<p>非認証材の原産国の森林統制や法律に関する知識や技量を求める目的は何ですか？</p> <p>審査員には、非認証材の合法性に関する判断が求められるのですか？</p> <p>もしそうなら、審査員はその知識を認証企業に伝える必要がありますか？</p>	<p>審査員は、PEFC-COC 規格に基づいた DDS の審査をする必要があります。森林統制や法律に関するある程度の基本的知識は必要であり、それなしでは正確な DDS はほとんど不可能です。</p>
22	6.1.1.2.6.2 b)	<p>特定の林産部門における製品や慣習に関する知識や技量ですが、審査経験はこれに認められますか？あるいは、業務経験が必要ですか？</p> <p>その場合、それは特定の部門に限られますか？</p>	<p>この要求事項は、6.1.1.2.1 項、6.1.1.2.3 項、6.1.1.2.4 項および 6.1.1.2.5 項との文脈で解釈されなければなりません。</p> <p>部門特定の文脈は、要求事項において明確に述べられています。</p>
23	6.1.1.2.6.2 c)	<p>ここで言う「マネジメントシステム」は何を意味しているのですか？</p> <p>何が求められているのか、よく分かりません、</p>	<p>特定のマネジメントシステムを指している訳ではありません。</p> <p>審査員が、マネジメントシステムが一般的にどう稼働し、それが林産業や関連業でどう活用されているかを理解していることが求められています。（例：9001、14001、lean、OHSAS）</p>
24	7.2.1	<p>7.2.1 項の要求事項はなぜ認定規格に出てきたのですか？</p> <p>木材や紙業界は PEFC ST 2002:2010 にも文書化された PEFC-COC の手順やマニュアルに関してもさしたる知識もなく緊急に PEFC-COC 認証を申請することがほとんどです。</p> <p>審査を受ける時までには、申請企業は必要な情報を収集し、文書を作成し、担当者を訓練します。組織がシステムを文書化する前に認証の申請ができない理由を教えてください。</p>	<p>PEFC は、COC 規格が審査の前に実行されていることを期待しています。</p> <p>ここでは、下記の違いが当てはまります。</p> <p>「審査提案書の要求」は正式な「認証の申請」とは異なります。「認証の申請」は、正式な認証プロセス開始以前のすべての段階を含みます。7.2.1 項と 7.2.2 項のポイントは、組織が認証機関に認証審査の用命をする際には明確化されるか、または入手可能となります。</p> <p>PEFC の主な狙いは、企業がきちんと準備を済ませる前に認証機関が認証プロセスを開始することを予防することにあります。そうしないと、認証機関がコン</p>

			サルティングから開始し、その結果は利害の衝突発生の可能性を孕むからです。
25	7.6.2	初回認証または再認証の途中で何らかの不適合が指摘された場合、軽微不適合の場合でも、認証書の発行は許されませんか？	はい。Annex6*の2.3.3項と同様です。 *訳注：英文では誤って Annex3 となっている。
26	7.7.2. b)	パーセンテージ方式の場合、さらに「平均パーセンテージ」か「ボリュームクレジット」か、特定する必要がありますか？	いいえ。物理的分離方式か、パーセンテージ方式かを特定するだけでよいです。
27	PEFC テクニカル文書付属文書 6* 2.4.5 項 *訳注：英文では Annex3 になっている。	顧客組織は内部監査を実行し、次の年次審査までの間に新規のサイトを追加することができますか？	いいえ。規格によって明示されています。
28	PEFC テクニカル文書付属文書 6* 2.4.5 項 *訳注：英文では Annex3 になっている。	新規サイトの追加は審査の結果に基づいてのみ可能であって、これはグループ認証にも当てはまる、というのは正しいですか？ グループの場合、組織が認証機関の審査なしに新規サイトを追加し、次の年次審査で別の階層（stratum）でサンプリングされるケースがしばしばあります。	はい。規格によって明示されています。